



## ①「お役立ち」情報・ひと口 法律メモ 抵当権付き物件を売買することは可能か？

抵当権付き物件を売買することは可能か？

例えば銀行から借り入れをする際、自己の土地家屋に抵当権を設定しました。その後再び資金が必要になったので今度はその抵当物件を売却して資金を作ることにはできるか。

↓  
 法律的には可能です。抵当権を設定しても所有権はあくまで抵当権を設定した人間にあるからです。

↓  
 ただこの物件を売った人が借入金を返済できないときには抵当権が実行され物件を買った人はこの物件を失います。

↓  
 すなわち、抵当権付き物件を売る場合、買主をみつけるのが困難で見つかったとしても抵当権実行の恐れがあるので安い値段でしか売れないということになります。

## ②「季節」情報・『バーベキュー簡単レシピ！！』



季節がよくなりアウトドアに出かける機会も多くなるのではないのでしょうかそこで、定番のバーベキューでの簡単レシピをご紹介します。網の上で炭のように焦げてしまった「玉ねぎ」をお皿に入れられたことはないですか？

「玉ねぎ」を甘くおいしくいただくために、玉ねぎの皮をむき上から十字に包丁を入れアルミホイルにくるんで網の上に置いておきだけ！30分もすれば蒸し焼き玉ねぎの出来上がり。デザートには焼バナナ、こちらも皮ごと網の上で焦げ目が付くまで両面を焼くだけ！皮をむいてシナモンを振りかければ、なお本格的デザートに。アウトドアを楽しんでください！！

## ③「メンテナンス」情報・「エコカー補助金とエコカー減税」

環境条件	1台あたりの補助金額	
	登録車	軽自動車
平成27年度燃費基準達成または 平成22年度燃費基準25%超過達成※2※3	10万円	7万円

エコカー補助金は、環境性能に優れた新車の購入を促進し、環境対策に貢献するとともに、国内市場の活性化を図ることを目的に、国から支給される補助金です。一定条件を満たした新車の購入に対して、補助金が交付されます。

(登録車 10万円 軽自動車 7万円)適用期間は2011年12月20日～2013年1月31日までの登録(届出)車。(ただし、申請総額が予算を超過し次第打ち切りとなります。)申請受付期間 平成24年4月2日から、申請締め切りは、平成25年2月28日まで。申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前であっても申請の受付が終了されます。

乗り換えを検討中の方は、急いでください！

エコカー減税は、国土交通省が定める排出ガスと燃費の基準値をクリアした、環境性能に優れたクルマに対する税金の優遇制度です。

また、自動車グリーン税制により、翌年度の「自動車税」も減税されます。対象となる新車を購入した場合にかかる「自動車取得税」と、適用期間中の新車新規検査の際に納付する「自動車重量税」が減税されます。

くわしくはMAK各店へお問合せください。

もちろん乗り換えのご相談も承ります！

**MAK通信 発行責任**



松山自動車 代表取締役 松山正  
 大阪府堺市南区畑286-5 TEL 0120-234-028

アクティブ車体 代表取締役 坂本浩司  
 大阪府堺市西区菱木1-2242 TEL 0120-745-155

KY自動車 代表取締役 内田肇  
 大阪府泉大津市我孫子182 TEL 0725-21-5291